| | |
|---|---|
| 丸刃式紙裁断機 | 【配慮事項】<br>○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。 |
| カッターナイフ | |
| カッティングマット | 【配慮事項】<br>○マットの両面が使用できること。 |
| デスクマット | |
| ＯＨＰフィルム | 【判断の基準】<br>●次のいずれかの要件を満たすこと。<br>①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。<br>②インクジェット用のものにあっては、上記①の要件を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 |
| 絵筆 | 【判断の基準】<br>●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 |
| 絵の具 | 〔判断の基準は容器に適用〕 |
| 墨汁 | 〔判断の基準は容器に適用〕 |
| のり（液状）（補充用を含む。） | 〔判断の基準は容器に適用〕<br>【配慮事項】<br>○内容物が補充できること。 |
| のり（澱粉のり）（補充用を含む。） | |
| のり（固形） | 〔判断の基準は容器・ケースに適用〕<br>【配慮事項】<br>○消耗品が交換できること。 |
| のり（テープ） | |
| ファイル | 【判断の基準】<br>●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。<br>①文具類共通の判断の基準を満たすこと。<br>②クリアホルダーにあっては、上記①の要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 |
| | 【配慮事項】<br>①表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。<br>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 |
| バインダー | 【判断の基準】<br>●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。<br>【配慮事項】<br>①表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。<br>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 |
| ファイリング用品 | |
| アルバム | |
| つづりひも | 【判断の基準】<br>●次のいずれかの要件を満たすこと。<br>①主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。<br>②主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。<br>③上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。<br>【配慮事項】<br>○バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 |
| カードケース | |